

■店舗を利用するために必要な情報の掲示（薬事法第29条の2）

次の事項について、掲示板等により「店舗内に掲示」しなければなりません。また、第3については、特定販売を行うことについての広告をする場合、ホームページ等に表示しなければなりません。

<具体例>

第1 店舗の管理及び運営に関する事項					
1	許可の区分の別	店舗販売業			
2	店舗販売業者の氏名又は名称その他の店舗販売業の許可証の記載事項	店舗販売業者氏名	株式会社〇〇〇〇		
		店舗の名称	〇〇〇〇薬店 〇〇店		
		店舗の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
		許可番号	第〇〇〇〇号		
		有効期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日		
3	店舗管理者の氏名	愛媛一郎			
4	当該店舗に勤務する薬剤師又は登録販売者の別、その氏名及び担当業務 <u>※担当業務については、例えば、保管・陳列・販売・情報提供・相談・発送等をそれぞれ誰がいつ担当しているかが分かるよう記載すればよい。また、対面販売と特定販売とで担当が異なる場合、その旨も記載が望ましい。</u>	薬剤師、登録販売者の別	氏名	担当業務	担当日時
		薬剤師	愛媛一郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送（対面販売・特定販売）	水～日曜日 9 :00 ～ 18:00
			愛媛二郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送（対面販売・特定販売）	月～金曜日 11:00 ～ 20:00
			愛媛三郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送（対面販売・特定販売）	月～金曜日 9 :00 ～ 18:00
		登録販売者	愛媛四郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送（対面販売・特定販売）	月～金曜日 9 :00 ～ 18:00
愛媛五郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送（対面販売、特定販売）		水～日曜日 9 :00 ～ 18:00		
5	取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品（指定第2類医薬品）、第3類医薬品			
6	当該店舗に勤務する者の名札等による区別に関する	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ・「薬剤師」の文字と「氏名」を記載した名札 ・白衣 		

	説明	登録販売者	<ul style="list-style-type: none"> ・「登録販売者」の文字と「氏名」を記載した名札 ・緑色のユニホーム
		その他の者	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般従事者」の文字と「氏名」を記載した名札 ・紺色の事務服
7	通常の営業時間	月曜日～金曜日	9:00～18:00
		土曜日	9:00～13:00
	通常の営業時間外で相談できる時間	月曜日～金曜日	18:00～20:00
		土曜日	13:00～18:00
		日曜日	9:00～18:00
8	相談時及び緊急時の連絡先	1 株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇薬局 〇〇店	
		電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
		2 株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇薬局	
		電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	

第2 要指導医薬品及び一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

1	<p>要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の定義及びこれらに関する解説</p> <p><u>※要指導医薬品、第1類医薬品を取り扱わない薬局においても、購入者の理解の観点から、全区分の記載が必要。(以下の項目も同様。)</u></p>	要指導医薬品	<p>次のイからニまでに掲げる医薬品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。）のうち、その効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであつて、薬剤師その他の医薬関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が行われることが必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの。</p> <p>イ その製造販売の承認の申請に際して薬事法第14条第8項第1号に該当するとされた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの</p> <p>ロ その製造販売の承認の申請に際してイに掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能、</p>
---	--	--------	---

		<p>効果等が同一性を有すると認められた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの</p> <p>ハ 薬事法第44条第1項に規定する毒薬 ニ 薬事法第44条第2項に規定する劇薬</p>	<p>効果等が同一性を有すると認められた医薬品であつて、当該申請に係る承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過しないもの</p> <p>ハ 薬事法第44条第1項に規定する毒薬 ニ 薬事法第44条第2項に規定する劇薬</p>
	第1類医薬品	<p>その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要として厚生労働大臣が指定したもの。</p> <p>また、その製造販売の承認の申請に際して薬事法第14条第8項第1号に該当するとされた一般用医薬品であつて、当該申請に係る製造販売承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過していないもの。 (特にリスクが高いもの)</p>	<p>その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要として厚生労働大臣が指定したもの。</p> <p>また、その製造販売の承認の申請に際して薬事法第14条第8項第1号に該当するとされた一般用医薬品であつて、当該申請に係る製造販売承認を受けてから厚生労働省令で定める期間を経過していないもの。 (特にリスクが高いもの)</p>
	第2類医薬品	<p>その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第1類医薬品を除く)として厚生労働大臣が指定したもの。 (リスクが比較的高いもの)</p> <p>また、その中でも、相互作用や患者背景等の条件により健康被害のリスクが高まるものや、依存性又は習慣性のある成分を含むものは、特に注意を要するため「指定第2類医薬品」として厚生労働大臣が指定した。</p>	<p>その副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(第1類医薬品を除く)として厚生労働大臣が指定したもの。 (リスクが比較的高いもの)</p> <p>また、その中でも、相互作用や患者背景等の条件により健康被害のリスクが高まるものや、依存性又は習慣性のある成分を含むものは、特に注意を要するため「指定第2類医薬品」として厚生労働大臣が指定した。</p>
	第3類医薬品	<p>第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。</p> <p>その副作用等により日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調や不調が起こるおそれがある医薬品。 (リスクが比較的低いもの)</p>	<p>第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品。</p> <p>その副作用等により日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調や不調が起こるおそれがある医薬品。 (リスクが比較的低いもの)</p>
2	要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の表示に関する解説	<p>1 記載事項</p> <p>区分表示として、「要指導医薬品」「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」と記載し、以下のように枠(四角枠)で囲みます。</p> <p>要指導医薬品 第1類医薬品 第2類医薬品 第3類医薬品</p> <p>また、第2類医薬品のうち、特に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定した「指定第2類医薬品」については、併せて「2」の文字を四角枠又は丸枠で囲みます。</p> <p>第2類医薬品 第②類医薬品</p>	<p>1 記載事項</p> <p>区分表示として、「要指導医薬品」「第1類医薬品」「第2類医薬品」「第3類医薬品」と記載し、以下のように枠(四角枠)で囲みます。</p> <p>要指導医薬品 第1類医薬品 第2類医薬品 第3類医薬品</p> <p>また、第2類医薬品のうち、特に注意を要するものとして厚生労働大臣が指定した「指定第2類医薬品」については、併せて「2」の文字を四角枠又は丸枠で囲みます。</p> <p>第2類医薬品 第②類医薬品</p>

		<p>2 記載場所</p> <p>要指導医薬品又は一般用医薬品の直接の容器又は直接の被包に記載します。</p> <p>また、直接の容器又は直接の被包の記載が、購入者から容易に見ることができない場合には、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載します。</p>																				
3	<p>要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品の情報の提供及び指導に関する解説</p>	<p>要指導医薬品、第1類医薬品、第2類医薬品及び第3類医薬品にあつては、それぞれ情報提供の義務及び対応する資格者に違いがあります。</p> <table border="1" data-bbox="580 584 1445 974"> <thead> <tr> <th></th> <th>要指導医薬品</th> <th>第1類医薬品</th> <th>第2類医薬品</th> <th>第3類医薬品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報提供の方法等</td> <td>対面・書面 (義務)</td> <td>対面・書面 (義務)</td> <td>対面・口頭 (努力)</td> <td>規定なし</td> </tr> <tr> <td>相談応需の方法等</td> <td>対面、電話 (義務)</td> <td>対面、電話、 ネット、文書 (義務)</td> <td>対面、電話、 ネット、文書 (義務)</td> <td>対面、電話、 ネット、文書 (義務)</td> </tr> <tr> <td>対応者</td> <td>薬剤師</td> <td>薬剤師</td> <td>薬剤師 登録販売者</td> <td>薬剤師 登録販売者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※登録販売者：資質確認のための都道府県試験に合格し、登録を受けた専門家です。</p>		要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品	情報提供の方法等	対面・書面 (義務)	対面・書面 (義務)	対面・口頭 (努力)	規定なし	相談応需の方法等	対面、電話 (義務)	対面、電話、 ネット、文書 (義務)	対面、電話、 ネット、文書 (義務)	対面、電話、 ネット、文書 (義務)	対応者	薬剤師	薬剤師	薬剤師 登録販売者	薬剤師 登録販売者
	要指導医薬品	第1類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品																		
情報提供の方法等	対面・書面 (義務)	対面・書面 (義務)	対面・口頭 (努力)	規定なし																		
相談応需の方法等	対面、電話 (義務)	対面、電話、 ネット、文書 (義務)	対面、電話、 ネット、文書 (義務)	対面、電話、 ネット、文書 (義務)																		
対応者	薬剤師	薬剤師	薬剤師 登録販売者	薬剤師 登録販売者																		
4	<p>要指導医薬品の陳列に関する解説</p>	<p>要指導医薬品は、同医薬品陳列区画の内部の陳列設備に陳列しています。</p> <p>ただし、鍵をかけた陳列設備その他医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りではありません。</p> <p>また、一般用医薬品を混在させないように陳列しています。</p>																				
5	<p>指定第2類医薬品の陳列等に関する解説</p>	<p>指定第2類医薬品は、購入者に対して情報を提供するための設備から7メートル以内の範囲に陳列しています。</p> <p>ただし、鍵をかけた陳列設備に陳列する場合又は指定第2類医薬品を陳列する陳列設備から1.2メートル以内の範囲に一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が進入することができないよう必要な措置が採られている場合は、この限りではありません。</p> <p>特定販売の広告には、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品及び薬局製造販売医薬品の区分ごとに表示しています。</p>																				

6	<p>指定第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第2類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第2類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨</p>	<p>指定第2類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第2類医薬品の禁忌を確認してください。</p> <p>また、指定第2類医薬品の使用については、薬剤師又は登録販売者に相談することをお勧めします。</p>
7	<p>一般用医薬品の陳列等に関する解説</p>	<p>第1類医薬品は、第1類医薬品陳列区画内に陳列しています。</p> <p>ただし、鍵をかけた陳列設備その他一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は一般用医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によって購入され、若しくは譲り受けられた一般用医薬品を使用する者が直接手の触れられない陳列設備に陳列する場合は、この限りではありません。</p> <p>第2類医薬品と第3類医薬品は、それぞれが混在しないように陳列しています。</p>
8	<p>医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説</p>	<p>医薬品を適正に使用していたにもかかわらず、副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費・医療手当・障害年金などの給付を行う制度です。</p> <p>救済の認定基準や手続きについては、次の機構にお問合せください。 「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構」 ホームページアドレス http://www.pmda.go.jp/index.html 電話番号：0120-149-931（9：00～17：30）</p>
9	<p>個人情報の適正な取扱いを確保するための措置</p>	<p>販売記録等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添）に従い、適切に取り扱います。</p>
10	<p>その他必要な事項 (苦情など相談窓口等)</p>	<p>1 株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇薬店 〇〇店 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇：〇〇～〇〇：〇〇）</p> <p>2 〇〇〇保健所〇〇課 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇：〇〇～〇〇：〇〇）</p>

第3 特定販売に関する事項

1	薬局の主要な外観の写真	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> (外観写真) </div>																								
2	<p>一般用医薬品の陳列の状況を示す写真</p> <p><u>※店舗で代表的な一般用医薬品の陳列棚(例えば一番大きな陳列棚、レジの後ろの陳列棚等)の写真を表示させることで差し支えない。</u></p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> (陳列状況写真) </div>																								
3	<p>現在勤務している薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名</p> <p><u>※特定販売の業務を行う資格者一覧と概ねの勤務時間等(シフト表等)を示すことで差し支えない。</u></p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">薬剤師、登録販売者の別</th> <th style="width: 15%;">氏名</th> <th style="width: 25%;">担当業務</th> <th style="width: 45%;">担当日時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">薬剤師</td> <td>愛媛一郎</td> <td>保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)</td> <td>水～日曜日 9 :00 ~ 18:00</td> </tr> <tr> <td>愛媛二郎</td> <td>保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)</td> <td>月～金曜日 11:00 ~ 20:00</td> </tr> <tr> <td>愛媛三郎</td> <td>保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)</td> <td>月～金曜日 9 :00 ~ 18:00</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">登録販売者</td> <td>愛媛四郎</td> <td>保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)</td> <td>月～金曜日 9 :00 ~ 18:00</td> </tr> <tr> <td>愛媛五郎</td> <td>保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売、特定販売)</td> <td>水～日曜日 9 :00 ~ 18:00</td> </tr> </tbody> </table>	薬剤師、登録販売者の別	氏名	担当業務	担当日時	薬剤師	愛媛一郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)	水～日曜日 9 :00 ~ 18:00	愛媛二郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)	月～金曜日 11:00 ~ 20:00	愛媛三郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)	月～金曜日 9 :00 ~ 18:00	登録販売者	愛媛四郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)	月～金曜日 9 :00 ~ 18:00	愛媛五郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売、特定販売)	水～日曜日 9 :00 ~ 18:00			
薬剤師、登録販売者の別	氏名	担当業務	担当日時																							
薬剤師	愛媛一郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)	水～日曜日 9 :00 ~ 18:00																							
	愛媛二郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)	月～金曜日 11:00 ~ 20:00																							
	愛媛三郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)	月～金曜日 9 :00 ~ 18:00																							
登録販売者	愛媛四郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売・特定販売)	月～金曜日 9 :00 ~ 18:00																							
	愛媛五郎	保管、陳列、販売、情報提供、相談、発送(対面販売、特定販売)	水～日曜日 9 :00 ~ 18:00																							

4	<p>開店時間と特定販売を行う 時間異なる場合は、その開 店時間及び特定販売を行う 時間</p>	<p>(開店時間)</p> <p>月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～13:00</p> <p>(特定販売を行う時間)</p> <p>月曜日～金曜日 9:00～20:00 土、日曜日 9:00～18:00</p>
5	<p>特定販売を行う一般用医薬 品の使用期限</p>	<p>当店では使用期限が1年以上ある医薬品のみを配送いたします。</p>